

# 著作者人格権と信託

神奈川大学法学部教授 渕 麻依子

## — 目 次 —

- 1 はじめに
  - (1) 本研究の問題意識
  - (2) ノグチ・ルーム事件
  - (3) 故人の著作者人格権が行使された事例
- 2 なぜ遺族が著作者人格権を行使することができるのか
  - (1) 日本法における規定
  - (2) 条約上の義務
  - (3) 各国における著作者の死後の著作者人格権の保護
- 3 著作者死後の著作者人格権の保護
  - (1) なぜ故人の著作者人格権が保護される必要があるのか
  - (2) 残された者は誰のために著作者人格権を行使するのか
- 4 著作者人格権と著作権管理団体
  - (1) JASRACによる著作権管理
  - (2) 著作権管理団体と著作者人格権のこれら
- 5 結びに代えて

## 1 はじめに

### (1) 本研究の問題意識<sup>(1)</sup>

我が国の著作権法においては、著作者が有する権利のうち、財産権である著作権は他者に移転させることができると一方で、著作者人格権は著作者に一身専属のものであり移転させることができないとされている。したがって、著作者が死亡した場合には著作者人格権は消滅することになる。ただし、実際には、たとえば著作権を相続した者が著作者人格権に相当する権利を行使できるように、著作権法が一定の定めを置いている。同時に、それに基づいて行われる遺族の権利行使には「著作者が生きていたとしたらこうしたであろ

う」という想定の範囲内でなければならないという制約がある。しかし、こうした遺族による権利行使はもっぱら故人の利益のために行われる場合には問題ないのであるが、遺族が自身の利益のために権利行使を行うために著作物の利用を望む者との間で対立が生じ、時として公共の利益に反するということもありえないわけではない。本研究は、故人の著作者人格権が行使されるとき、遺族の権利行使を制限する指針について信託法理から示唆を得られるのではないかという問題意識に基づくものである。

### (2) ノグチ・ルーム事件

著作物の利用を望む者と遺族の間に対立が起こった事例としていわゆるノグチ・ルーム

事件<sup>(2)</sup>を挙げることができる。ノグチ・ルーム事件は以下のような事案である。

学校法人慶應義塾は、法科大学院開設にあたり、彫刻家イサム・ノグチ（故人）と建築家A（故人）が共同設計した建物（以下、本件建物という）を解体し、本件建物に隣接する庭園および庭園に設置された彫刻2点——これらはイサム・ノグチの製作にかかるものである——を新校舎の3階部分に移設しようとした。これに対し、イサム・ノグチの著作物に関する一切の権利を承継したと主張する財団（イサム・ノグチ財団）は、学校法人慶應義塾の行為はイサム・ノグチの著作者人格権（具体的には同一性保持権）を侵害するものであると主張し、他方、慶應義塾大学の教員11名は世界的文化財の同一性を享受することを内容とする「文化的享受権」を侵害するものであると主張して、本件建物の解体および移設工事の差止めの仮処分を求めたというものであった。

我が国の著作権法は、著作者が死亡した場合には、遺族のうち著作権法の定める者、または、遺言により指定を受けた者が著作者人格権を侵害する行為に対する請求権を行使することができると規定する（著作権法116条1項および3項。以下、明示しないかぎりすべて著作権法の条文を指す。）。そこで、本件では、まず、イサム・ノグチの著作者人格権に基づく請求権を行使することに関して、イサム・ノグチ財団は遺言による指定を受けた者であると認められるかが問題となった。この点についてはイサム・ノグチの遺言書の記載から判断するべきものであるところ、イサム・ノグチ財団は遺言書の提出を行っていないことから、提出された合意書（遺言書の一部が引用されている）やその他の資料から判断することになる。しかし、訴訟において提出された資料からは、本件建物、ノグチ・ルーム、庭園、彫刻等に関して、なんらかの権利がイサム・ノグチ財団に遺贈されたか否かは明らかでなく、また、イサム・ノグチが遺

言書を作成した当時、アメリカの著作権法には日本法における著作者人格権に相当する規定は存在しておらず、イサム・ノグチが自己の死後における著作者人格権の行使を念頭において遺言書を作成したと認めるのも困難であるとし、結論として、イサム・ノグチ財団は116条3項にいう指定を受けていたことについて疎明がされていないことを理由に、裁判所は、イサム・ノグチ財団の申立てを却下した。

加えて、教員らが主張する文化的享受権は実定法上の根拠を持たないものであり、そもそも法的な権利として認められるものでないとして教員らの申立ても却下された。

### （3）故人の著作者人格権が行使された事例

このように訴訟において、遺族等により故人の著作者人格権の侵害にあたることが主張される事案はほかにも見られる。

いわゆる剣と寒紅事件<sup>(3)</sup>は、三島由紀夫との親密な関係を明らかにするために自伝的小説のなかで三島とのあいだの手紙の内容を公開した小説家と出版社に対し、当該行為は手紙の複製権の侵害にあたるとともに、三島が生存していたならば公表権の侵害となるべき行為であることを理由に、三島の遺族（長女と長男）が、小説の出版の差止め等を認めたという事案であった。

また、駒込大観音事件<sup>(4)</sup>は、戦災で消失した観音像を復興するために仏師甲と乙の2名が観音像（以下「原観音像」という）を制作したところ、原観音像を設置した寺院の檀家や参拝者からその表情に違和感を感じるとの声が寄せられた。具体的には、当該寺院の住職が観音像の目を見開いた表情が驚いたような、あるいは、睨みつけるような眼差しに見えるため強い違和感を感じていたこと、また、檀家や一般の参拝者からは、表情への違和感に対する苦情のみならず、慈悲深い表情とするよう善処を求める要望があったことが認定されている。そのため、あらたに別の仏師丙

(なお、丙は甲の弟子として原観音像の制作にも関与していた)に仏頭部の制作を依頼し、頭部をすげ替えた観音像を観覧に供したという事案である<sup>(5)</sup>。仏師甲の弟である丁は、自身も原観音像に関する共同著作者であることを主張するとともに、頭部をすげ替えた観音像を公衆の観覧に供することは、故人である甲の著作者人格権を侵害するものであると主張したものであった。

## 2 なぜ遺族が著作者人格権を行使することができるのか

以上のように著作者が亡くなった後で、著作物の利用について異議を唱える者が、故人の著作者人格権侵害に基づく請求権行使することがある。このように故人の著作者人格権が行使されると、結果として著作物の利用は阻まれてしまうことになる。著作者が自身の著作者人格権行使することに加えて、著作者本人以外の者が故人の著作者人格権行使することはなぜ認められているのだろうか。以下では、故人の著作者人格権の行使に関する制度について紹介する。

### (1) 日本法における規定

ここまで「故人の著作者人格権が行使されるとき」というフレーズを用いてきたものの、これは必ずしも正確な記述とはいえない。そこで、以下では、条文にしたがって、故人の著作者人格権が著作権法上どのように位置づけられているかについて整理する<sup>(6)</sup>。

我が国の著作権法において、著作物を創作した著作者の下には、創作と同時に著作権と著作者人格権が発生する。そもそも知的財産権に分類される他の権利、たとえば特許権は、発明を完成させたのち特許庁に出願を行い、審査官による審査および登録を経て初めて特許権が成立するのに対し、著作者が有する権利については、その発生にはいかなる方式の履行も必要としないという特徴がある(17

条)。

さて、著作権と著作者人格権という著作者に生じる2つの種類の権利のうち、著作権は、著作物の利用に関する経済的な権利(支分権)の束である。ここには、複製権(21条)、上演・演奏権(22条)、上映権(22条の2)などが含まれる。これらの権利は、それぞれに、複製や上演・演奏、そして上映といった著作物の利用行為について権利者が独占的にこれを行い、あるいは許諾を行うことに対する権利である。著作権は経済的な利用権としての財産権であるからその譲渡性に疑いはないと説明されており<sup>(7)</sup>、そして、それぞれの支分権ごとに他者に譲渡することが可能である(61条)。また、相続の対象にもなる(民法896条ただし書)。

これに対し、著作者人格権として、公表権(18条)、氏名表示権(19条)、そして同一性保持権(20条)の3つを著作権法は定めている<sup>(8)</sup>。公表権とは、未公表の著作物について、これを公衆に提供・提示する権利であり、要するに、公表するかしないか、するとすればいつ行うかを決定することができる権利である。氏名表示権とは、著作物の原作品または著作物を公衆へ提供・提示するに際して、著作者の実名や変名を著作者名と表示あるいは表示しないことに関する権利である。また、同一性保持権とは、著作物および題号について、意に反してこれらの変更、切除、その他の改変を受けない権利である。

さらに、著作者の名誉・声望を害する方法により著作物を利用する行為も著作者人格権を侵害する行為とみなすという規定も置かれている(113条)。

さて、著作者人格権は、著作者の一身に専属するものであり、譲渡することができないと規定されるものである(59条)。したがって、著作者人格権は相続されることもないということになり、あわせて、担保権を設定すること、信託の対象とすること、差し押さえをすることもできないと考えられている<sup>(9)</sup>。

のことについて、59条は、著作者人格権は著作者の人格にかかる権利であるため著作者固有のものであり、著作者が生きているかぎりにおいて認められるにすぎないことを確認する念のための規定であると説明されている<sup>(10)(11)</sup>。

しかし、著作者人格権が相続の対象とならないとしても、著作者が死亡した後には著作者人格権の侵害に相当する行為を誰もが自由に行ってよいというわけではない。「著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなった後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない」という規定が置かれており（60条）、つまり、著作者の死後においても著作者人格権侵害に相当する行為は一定の範囲において禁じられているのである。そして、著作権法はこれに違反する者に対して刑事罰を定め（120条）、また、民事上も、所定の遺族あるいは遺言により指定された者が差止請求と名誉回復等の措置を請求することを認めているのである（116条1項および3項）。ノグチ・ルーム事件では、この116条に基づいてイサム・ノグチ財団が差止めを求めたものであった。そして、冒頭に述べた「故人の著作者人格権の行使」とは、こうした「著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為」を遺族等が差し止めることを意味するものである。

ただし、遺族等による故人の著作者人格権の行使は、著作者本人が行使する著作者人格権の行使とまったく同一のものであるわけではなく、制限が加えられている。具体的にいって、60条による保護は、まず著作物を公衆に提供あるいは提示する場合にかぎり及ぶものである<sup>(12)</sup>。さらに、著作物を公衆に提供あるいは提示する場合であっても、行為の性質および程度、社会事情の変動によりその行為が著作者の意を害しないと認められる場合には、これを禁じることはできない<sup>(13)</sup>。

## （2）条約上の義務

著作者の死後においても著作者人格権侵害に相当する行為を一定の範囲で禁じていることは、国際条約上の要請に基づくものもある。著作権に関する国際的な保護の枠組みを定める「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約<sup>(14)</sup>」（以下「ベルヌ条約」という）は、1886年に締結された当初は著作者と著作物の結びつきに関する規定を持たなかったが、1928年のローマ改正会議において、こうした結びつきに関する規定を置くことになった。その後、1948年のプラッセル改正会議、そして、1967年のストックホルム改正会議を経て現在の規定にいたっている。

そのベルヌ条約には、見出しを英文において Moral Rights<sup>(15)</sup> とする6条の2という規定が置かれている。同条は、まず、1項において、著作物に関して「その財産的権利（economic rights）<sup>(16)</sup>とは別個に、この権利が移転された後においても、著作物の創作者であることを主張する権利<sup>(17)</sup>」と「著作物の変更、切除その他の改変又は著作物に対するその他の侵害で自己の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利」<sup>(18)</sup>を著作者が有することを定める。そして、1項で定められた権利（the rights granted to the author）は、「著作者の死後においても、少なくとも財産的権利が消滅するまで存続し、保護が要求される国の法令により資格を与えられる人又は団体（the persons or institutions）によって行使される」ことを2項として定めるものである。

整理すると、この規定からは、加盟国は、ベルヌ条約上の義務として、①財産的な権利とは別に、著作物と著作者の結びつきや名誉・声望に関する権利を設けること、そして、②その権利は、著作者の死後ただちに消滅するのではなく、死後その権利の行使を担うべき者によって最低でも財産的権利と同じだけの期間は行使できるようにする必要があることが導かれる。日本では、旧著作権法<sup>(19)</sup>の時

代から、この条約に対応する規定が設けられており<sup>(20)</sup>、昭和45年に現行法に全面改正されるにあたっても、その内容に変更を加えながらもこの要請をみたす規定を置いたのである。

### (3) 各国における著作者の死後の著作者人格権の保護

ベルヌ条約の要請が以上のようなものであるとして、世界に目を向けてみると各国がその内容を国内法化した規定はさまざまである。

そもそも、著作者と著作物のあいだに存在する利益を指す概念としての moral interest とか、そうした利益を保護する権利としての moral rights といったものはフランスに由来するものであり、英語にはそれに相当する概念がもともとはなかったとされる<sup>(21)</sup>。したがって、そうした結びつきに関して moral という単語をあてることがコモンローの国々にはなじまず、本来、そこに相当するのは、spiritual とか non-economic とかいう語であろうことも指摘されている<sup>(22)</sup>。とはいえ、今日では、大陸法の国であろうとコモンローの国であろうと、著作物と著作者の結びつきに関する利益あるいは権利については moral rights に相当する語を使うのが一般的であり、それが先のベルヌ条約の 6 条の 2 の見出しにも現れている。そして、既に明らかな通り、日本法では、それを著作者人格権（著作権法第 2 章第 3 節第 2 款の標題である）とか著作者の人格的利益（60 条の見出しは「著作者が存しなくなった後における人格的利益の保護」である）と呼んでいるのである。

さて、その moral rights の祖国であるフランスにおいては、moral rights（もといフランスにおける判決であるから droits moraux であるが）という語は1813年には判決中に現れているという<sup>(23)</sup>。そして、フランス知的財産法典（Code de la Propriété Intellectuelle）は、droits moraux として、

氏名表示権と同一性保持権（L.121-1条）、公表権（L.121-2条）、そして撤回権（L.121-4条）を置いている。そのうち、氏名表示権と同一性保持権に関する L.121-1条の 2 項および 3 項は、それらの権利が著作者の一身に専属すること、著作者の死後も永遠に続く権利であり、譲渡不能で、かつ、時効にかかるなどを規定する。その上で、同条 4 項は著作者の死後にはそれらの権利は相続人に移転することができるなどを規定する。さらに、5 項では、遺言により第三者に与えられることも規定されている。そして、この承継は一度にかぎられるのではなく、著作者死亡後の直接の相続人だけではなく、相続人の相続人やその後の相続人にも無限に承継されるという<sup>(24)</sup>。また、公表権については、著作者の死後は遺言執行者をその生存中に行使することを定めるが、公表権の行使または不行使に明らかな濫用がある場合には裁判所が適切な措置を命じることができるとされる（L.121-3 条）。また、撤回権に関しては、著作者の死後に規定は置かれていません。

他方、moral rights という概念自体がなじまないという指摘が行われつつも、コモンローの国々もまたベルヌ条約加盟国として moral rights に関する規定を置いている。たとえば、イギリス知的財産法（Copyright, Designs and Patents Act 1988）は、第4章を moral rights の章とし、そこに氏名表示権（77 条）、同一性保持権（80 条）、著作者でない場合に著作者として氏名表示されない権利（84 条）を置く<sup>(25)(26)</sup>。また、氏名表示権と同一性保持権については著作権と同じ期間、著作者でない場合に著作者として氏名表示されない権利については、著作者の死後 20 年存続する。そして、第 5 章において、moral rights は譲渡することはできない（not assignable）と定めたうえで（94 条）、著作者が亡くなつた後については、遺言によって指定される者あるいは著作権が遺産の一部となるときはその遺産を承継する者が行使すると定めており

(95条)、通常、これは相続人（heirs）により行使されると説明されている<sup>(27)</sup>。

### 3 著作者死後の著作者人格権の保護

#### (1) なぜ故人の著作者人格権が保護される必要があるのか

著作者の死後に財産権とは別個の著作者の利益を保護すべきことについてベルヌ条約の要請を受けつつ、それを保護する権利を相続できるとしたり、そうでなかつたりと各国の国内法における定め方はさまざまである。それでは、日本においては、故人の著作者人格権を保護する理由はどのように説明されてきたのだろうか。

現行著作権法の起草担当者は、著作者人格権は著作者の一身専属権であるから著作者の死後にはその保護の根拠は本来失われるはずであるが「著作物が著作者の人格の発露ともいうべき永遠の文化遺産であり、かつ、一国の貴重な文化的所産であることに鑑みれば、国家的な見地において死亡した著作者の人格的利益をなんらかのかたちで保護する必要がある」という公益的な観点に保護の必要性を求める<sup>(28)</sup>。しかし、この説明に対しては、貴重な文化的所産は著作物以外にも多数あるにもかかわらず著作物だけを手厚く保護する理由はなく、そもそも文化的遺産の保護と著作者人格権とは本来関係がないはずであるという批判もある<sup>(29)</sup>。また、より間接的な説明ともいえるが、生きている人間の人格的利益の保証を完全なものとするためにはその死後においても人格的利益が損なわれることがないという期待をもって安心して死ぬ利益を保障する必要があるという説明もなされる<sup>(30)</sup>。

#### (2) 残された者は誰のために著作者人格権を行使するのか

故人の著作者人格権を保護する根拠をいずれの点に求めるにせよ、日本の著作権法

は、その権利行使の主体は遺族または遺言により指定された者であると定めている。しかし、これらの者が主体となることは必然ではない。ベルヌ条約6条の2は、権利行使の主体についてただ「人又は団体」と定めるのみであるから、具体的に誰を権利行使の主体とするかは各国の法に委ねられている。たとえば、著作者団体や政府機関、あるいは文化政策に関わる組織のような者が権利行使すると定めてよいということを述べるものもある<sup>(31)</sup>。日本では、著作者人格権は相続されないと考えることからも、権利行使の主体を誰にするかは、本来、著作権法が自由に設定できるはずである。

そして、日本法では、著作者の意を最も適切に代弁する者として著作者の遺族がその主体となることが現行法の草案段階の説明としてなされ<sup>(32)</sup>、故人の著作者人格権の保護の実効性を確保するにあたり、故人の人格と親密な関係を有する者として上記の者（遺族については、配偶者、2親等以内の血族）が差止請求権または名誉回復等措置請求権<sup>(33)</sup>を行えるとした。著作者の遺族がこれらの権利行使の主体となる理由は、死亡した著作者の意図を最もよく反映させることができる立場にあるからであると説明されている<sup>(34)</sup>。しかし、これらの者は本当に適切に著作者の意を代弁できるのであろうか。生活を共にしていた配偶者はまだしも、孫や兄弟姉妹は正しく故人の思うところを知っているのだろうか。

この点について、旧法は故人の著作者人格権は、遺族ではなく親族が行使するとしていた<sup>(35)</sup>が、旧法の改正に関与していた担当者は、権利行使の主体を親族とすることにつき「もし適當なる公共文化保護機関があれば、それに訴権が与えられるべきものと考えられたのであるが、立法当時には適當なるものが存在しなかったので、止むを得ず著作者の親族に限定せられたのである<sup>(36)</sup>」と述べていることに注目すべきであるように思われる。

旧法が権利行使の主体とする親族にはその範囲や行使の順序について限定がなく、現行法の遺族よりはおそらく範囲は広い<sup>(37)</sup>。しかし、上記の担当者の記述の意図を忖度するならば、親族なり遺族なりは、便宜上、故人の著作者人格権の行使を委ねられているだけであるということができる。そうであるとすると、権利行使にあたっては故人の意思を正しく想像することが第一によるべき指針ではあるものの、親族より狭い範囲の遺族であっても、世代や時代が離れれば故人の意思をはかることは難しくなるのであり、別の行動指針が必要なのではないかと考えられる。そして、その際によるべきものは、社会全体のための利益、現行法の起草担当者の述べるところの文化遺産の保護、国家的な見地から故人の著作者人格権の保護という観点であり、そのための権利行使として適切なものかという観点ではないだろうか。すなわち、権利行使を行う遺族は、信託における受託者のように、社会に対して信認義務を負うべきものであると説明することができるのではないだろうか。このことは、著作者人格権の侵害が永久に生じるものではなく、行為の性質および程度、社会事情の変動に応じて著作者の意を害しないと認められる場合には著作者人格権の侵害にあたるような行為も許される、つまり実質的には著作者人格権の侵害に相当する多くの行為が60条ただし書により救われると考えられている<sup>(38)</sup>こととも矛盾しないようと思われる。

遺族は誰のために故人の著作者人格権を行使するのか。それは故人のためでありながらも、同時に社会全体の利益のためであり、故人の著作者人格権を行使する者は、公益目的を促進するための信任義務を負う者であるると位置づけてもよいのではないだろうか。ベルヌ条約6条の2は、moral rightsをeconomic rightsとは別個の権利であると位置づけ、ある意味においてその性質を消極的なかたちにしていた。そうだとすると、故人

の著作者人格権を預かる者は信認義務者としての態度でそれを行使すると考えてもよいかかもしれない。そして、故人の著作者人格権を行使する者は、その権利行使を通じて自身の利益を実現するようなことは避けるべきということになる。

それでは、前記「1 はじめに」の「(3) 故人の著作者人格権が行使された事例」で挙げた3つの例において、裁判所はどのような判断を行ったのであろうか。

まず、ノグチルーム事件では、既に紹介した通り請求適格について疎明がないことを理由に申立ては却下されたのであるが、「事案にかんがみ、念のため」として同一性保持権侵害について傍論ではあるが裁判所は判断を行い、法科大学院棟建設という公共の目的、予算や場所の制約、しかも、その方法においても、著作物の現状を可能な限り復元したという事情にかんがみ、本件の「移設」は60条ただし書に該当する場合にあたり、庭園の設計者（すなわち庭園の著作物の著作者）であるイサム・ノグチの意を害しないから同一性保持権の侵害にあたらないと述べた。

次に、剣と寒紅事件では、結論として、手紙は特定の相手を読み手として書かれているものであることを理由に、三島が生存しているならば公表権侵害にあたる行為であることが端的に認められた<sup>(39)</sup>。

さらに、駒込大観音事件では、裁判所は、丁は本件観音像の共同著作者としては認められないことから、甲の遺族として、丁が観覧の中止などの請求を求めることができるかの判断を行った。その結果、仏頭のすぐ替え行為は、甲が生存していたならば同一性保持権の侵害となるべき行為であると裁判所は判断した<sup>(40)</sup>。

仮に故人の著作者人格権の行使をする者は公益目的を実現するための受認者であると考えるとき、これらの事例における権利行使およびその結論はどのようにとらえることができるだろうか。

## 4 著作者人格権と著作権管理団体

### (1) JASRACによる著作権管理

著作権と信託の問題について考えるとき、我が国では著作権管理団体についての検討を避けることはできない。我が国において、もっとも歴史がありかつ有効に機能している著作権管理団体は音楽に関する著作権の中管理を行う一般社団法人日本音楽著作権協会（以下「JASRAC」という）であろう。JASRACは、外国の音楽著作権団体の代理人として外国人音楽著作物の楽曲使用料を求めたいわゆるプラーゲ旋風に対応するため<sup>(41)</sup>に、昭和14年に仲介業務法<sup>(42)</sup>が公布・施行された際に設立された大日本音楽著作権協会を源流とし、その後第二次世界大戦前後の混乱の時期を経てJASRACとなり、長期間にわたり音楽著作権の管理事業を独占的に行って來た団体である。その後、規制緩和政策の一環として、2000年に著作権等管理事業法<sup>(43)</sup>が成立して仲介業務法が廃止され、現在では、JASRACは独占的地位にこそないものの最大手の団体として著作権管理事業を行っている。JASRACには著作権者から著作権の信託譲渡を受けたうえで音楽著作権の管理を行っているという特徴がある。なお、著作権等管理事業法により参入した音楽著作権管理会社であるNexToneは信託の仕組みを利用するものではないため<sup>(44)</sup>、ここではJASRACを取り上げるものである。

JASRACの管理委託契約約款<sup>(45)</sup>は、著作権等管理事業法2条1項1号<sup>(46)</sup>の信託契約に基づいて著作権の管理を行う。より具体的には、JASRACの著作権管理事業においては、作詞家、作曲家、および作詞家・作曲家から楽曲に関する著作権の信託譲渡を受けている音楽出版社がJASRACとの間に著作権信託契約を締結し、作詞家や作曲家、音楽出版社が有していた著作権がJASRACの信託財産となる。音楽出版社から著作権を信託

譲渡されたJASRACは、楽曲の使用者に許諾を与え、その使用者から著作権使用料を徵収し委託者に分配するという構造になっている。信託の期間は当初2年間であり、委託者が受託者に対して書面により更新をしない旨の通知をしなかったときは、その満了の時に3年間延長されるものとする。以上が、JASRACの管理委託契約約款の基本的な内容である。

もっとも、著作者人格権はそもそも一身専属的なものであることからJASRACに著作者人格権を譲渡することはできないため、JASRACは著作者人格権についての管理を行うものではない。現状では、JASRACはあくまでも財産的権利である著作権について管理を行うにすぎないのである。

### (2) 著作権管理団体と著作者人格権のこれら

ら

現行の著作権法の枠組みにおいてJASRACが行なうことができるることは以上の通りである。しかし、既に述べた通りベルヌ条約6条2項は、同条1項が定める「経済的権利とは別に著作者に認められる権利」について、「著作者の死後においても、少なくとも財産的権利が消滅するまで存続し、保護が要求される國の法令により資格を与えられる人又は団体によって行使される」ことも可能なのである。もちろん現行の著作権法の下においては認められるものではない<sup>(47)</sup>が、条約上、死後の著作者人格権の行使が「団体」に認められる余地があるのでとすれば、その役割を著作権管理団体が担う可能性を今後全く排除する必要はないのだろうか。

JASRACの著作権管理委託契約約款2条は信託目的について定めるが、そこでは「委託者は、音楽著作権の保護と音楽の著作物の利用の円滑とを図ることにより文化芸術の普及発展に寄与することを目的とする音楽著作権の管理を受託者に行わせるために、本信託を設定する。」とされている。JASRACの管

理がこのような目的の下になされると、社会全体の公益のために著作者死後の著作者人格権の行使を JASRAC が行うことはありえないことではないようにも思われる<sup>(48)</sup>。

## 5 結びに代えて

著作者人格権に関しては古くからの研究の蓄積があり、さらに近年、あらためて重厚な研究が行われている<sup>(49)</sup>。故人の著作者人格権の行使については安易な結論を導くべきではなく、本研究の議論を発展させるためには積み重ねられつつある綿密な研究による著作者人格権の歴史的経緯や保護法益の議論をふまえることが必要であることは言うまでもない。

他方、そもそも、遺族ではなく著作者本人によるものであっても著作者人格権の行使が制約なく認められるものではないということがいくつかの裁判例で明らかにされている<sup>(50)</sup>。具体的には、原告が弁護士会に提出した懲戒請求書を被告が自らのブログ上に掲載した事案において、原告による公表権および公衆送信権の行使は権利濫用にあたり許されないとして原告の請求を棄却するという裁判例も見られる。この判決では、公表権による保護されるべき人格的利益、公衆送信権により保護される財産的利益が減少していることをその判断の理由として述べている。このような裁判例やそれに関連する研究<sup>(51)</sup>からも著作者人格権の遺族による行使について示唆を得られるように思われる。

さらに、著作権管理団体と著作者人格権の関係は、著作者人格権の行使はデジタル化・オンライン化が加速度的に進み流通する著作物の種類、量ともに爆発的に増大している今日においてより大きな課題になることが考えられる。というのも、多種多様な著作物が流通する状況では、集中管理団体の下で著作物は一括して管理され著作物を利用する者に一般消費者も含まれる。著作権の活用を促し著作物利用の対価を著作権者に還流するために

行われるこの一連の著作権集中管理の仕組みの下では、著作権自体は著作権管理団体が管理を担う一方で、著作者が著作者人格権行使する可能性があることは、著作物の利用・流通を妨げる可能性もある。このような場面においても、著作者人格権に関しても著作権集中管理団体が信託の受託者の立場に立つことによって、円滑な著作物の利用をより一層促すという仕組みづくりが可能かもしれない。そのため、その理論的な枠組みについては今後さらなる研究が必要であると考えている。

### 【注】

- (1) 本稿は、本研究奨励金による成果をまとめた論文である渕麻依子「著作者人格権と遺族—残された者は誰のために著作者人格権行使するのか？」（渕圭吾・松井智予編著『公益の実現における個人の役割』（日本評論社、2025年）所収）に加筆を行った上で再構成したものである。
- (2) 東京地決平成15年6月11日判時1840号106頁。
- (3) 東京地判平成11年10月18日判時1697号114頁。
- (4) 知財高判平成22・3・25判時2086号114頁。
- (5) すぐ替え前の仏頭はそのままの状態で観音堂に保管されていた。
- (6) 著作者死後の権利関係について着目する論考として、長塚真琴「死んだ著作者の残したもの」法学教室498号29頁（2022年）参照。
- (7) 加戸守行『著作権法逐条講義[七訂新版]』（著作権情報センター、2021年）491頁。
- (8) 中山信弘『著作権法〔第4版〕』（有斐閣、2023年）597頁は、これを著作者が自己の著作物に対して有する人格的利益を対象とする権利であると説明する。
- (9) 中山・前掲注(8) 597頁。
- (10) 加戸・前掲注(7) 486頁。また、これにしたがえば、著作者人格権を譲渡する契

- 約を締結しても、それは無効と解されることになる。小泉直樹ほか『条解著作権法』(弘文堂、2023年) 615頁〔上野達弘〕。
- (11) もっとも、職務著作が成立する場合には、会社等の法人が著作者となることもあります、その際には法人に著作者人格権が認められる。その場合には、法人等が同一性を失うことなく存続するかぎりにおいて著作者人格権は行使されることになる。このことについて、加戸・前掲注(7) 487頁参照。
- (12) 上野・前掲注(10) 619頁は、たとえば、ある人が記者会見を開いて、既に死亡した他人の著作物について自分が眞の著作者である旨の発表をしても、当該著作物それ自身を提供または提示していない以上、本条は適用されないと説明する。
- (13) このように故人の著作者人格権の保護に限界を定める理由について、著作者がもはやこの世に存在しない以上、その人格的利益がいつまでもその生存中と同じレベルで強く保護され続けるのは妥当ではなく公共の利益との調整が求められるからであるからであると説明するものもある。上野・前掲注(10) 619頁参照。
- (14) ベルヌ条約における著作者人格権の議論状況については、上野達弘「著作者人格権の生成と発展——ドイツおよび日本における同一性保持権を中心に」小野昌延先生古稀記念論文集『知的財産法の系譜』(青林書院、2002年) 567頁ほか、長谷川遼「著作者人格権の保護法益について(3)」法学協会雑誌138巻2号78頁以下(2021年)において詳細に紹介される。なお、ベルヌ条約の和訳については、公益社団法人著作権情報センターのウェブサイト([https://www.cric.or.jp/db/treaty/t1\\_index.html](https://www.cric.or.jp/db/treaty/t1_index.html))にしたがう。
- (15) WIPOによる公式の訳文において、フランス語においては Droits moraux とされ、中国語においては見出しが付されない。
- (16) フランス語訳では、droits patrimoniaux

- とされる。
- (17) 英文では“the right to claim authorship of the work”とされる。
- (18) 英文では“the right to object to any distortion, mutilation or other modification of, or other derogatory action in relation to, the said work, which would be prejudicial to his honor or reputation”とされる。
- (19) 明治32年3月4日法律第39号。
- (20) 旧著作権法は、著作者の死後において著作権が消滅した後においても著作者の同意なく著作物に変更を加えることや著作者名を変更・隠匿することを禁じる規定(18条2項)、および、この規定に違反する場合には著作者の遺族が必要な請求を行うことができる規定(36条の2第2項)を置いていた。
- (21) Sam Ricketson and Jane C. Ginsburg, International Copyright and Neighbouring Rights -The Berne Convention and Beyond 583 (3rd ed., 2022).
- (22) Id. at 584. したがって、moral rights の訳語として著作者人格権をあてることもそもそも自明のことではないのかもしれない。たとえば、アメリカにおける著作者人格権の保護について詳細な研究を行う鈴木敬史「米国における Moral Rights 保護——裁判例の観察による保護法益の抽出」神戸法學雑誌70巻3号181頁(2020年)は、moral rights に著作者人格権の訳語をあてることなく分析を進める。
- (23) Mira T. Sundara Rajan, Moral Rights 51 (2011).
- (24) フランスにおける著作者人格権について、羽賀由利子「フランス国際私法における著作者人格権の相続」法政研究89巻3号233頁以下(2022年)、幡野弘樹「フランスにおける非財産的権利に関する遺言執行者の役割」立教法学101号142頁以下(2020年)において詳細に説明される。

- (25) なお、第4章には、ある種の写真および映画のプライバシーに関する権利(85条)も置かれている。
- (26) イギリスにおける moral rights の概要について、Lionel Bently et al., *Intellectual Property Law* 303 (6th ed., 2022) も参照。同書は、moral rights は著作者の非金銭的・非経済的な利益を保護するものであると述べる。
- (27) *See* Bently, *supra* note 26 at 304.
- (28) 加戸・前掲注(7) 488頁。また、長谷川・前掲注(14) 81頁以下が紹介するところによれば、ベルヌ条約における改正の議論においてこうした公益の観点を主張する国があったことがうかがわれる。
- (29) 中山・前掲注(8) 672-673頁。このような文化遺産の保護の観点に立つのであれば、現状においては著作物の破棄は著作者人格権の侵害とならないこととの平仄が合わないとも指摘する。
- (30) 田村善之「著作者死亡後の著作者人格権侵害に相当する行為に対する救済」齊藤博=牧野利秋編『裁判実務大系〔27〕知的財産関係訴訟法』(青林書院、1997年)319頁。死者に対する名誉毀損罪を定めるのと同じであると説明される。また、60条は、保護法益という点において著作者人格権と異なるところはないという。田村善之『著作権法概説〔第2版〕』(有斐閣、2001年) 459頁参照。
- (31) *See* Ricketson & Ginsburg, *supra* note 21 at 605.
- (32) 現行著作権法制定時の検討過程に関する調査研究委員会『著作権及び隣接権に関する法律草案（文部省文化局試案）コメント』（公益社団法人著作権情報センター附属著作権研究所、2021年）789頁。
- (33) しかし、損害賠償請求権は認めていな。それは、著作者人格権侵害に相当する行為によって受ける損害は故人である著作者の損害であると考えられるからである。
- 加戸・前掲注(7) 916頁参照。
- (34) 加戸・前掲注(7) 915頁および上野・前掲注(10) 621頁参照。
- (35) なお、旧法に関する通説は、著作権の公共性にかんがみ特に親族に固有の人格権を与えたものであったという。半田正夫『著作権法の研究』(一粒社、1971年) 225頁。
- (36) 小林尋次『再刊 現行著作権法の立法理由と解釈—著作権法全文改正の資料として』(第一書房、2010年) 188頁。
- (37) 半田・前掲注(35) 226頁は、親族とは、民法725条にしたがい、六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族が該当すると説明する。
- (38) 中山・前掲注(8) 673頁。
- (39) 裁判所は、三島の社会的な名譽声望を回復するための措置として、事実の経過を明らかにする広告文を新聞に掲載することを命じた。
- (40) しかし、原観音像制作の目的、仏頭を交換した動機、交換のための仏頭の製作者の経歴、仏像は信仰の対象となるものであることを考慮し、原状回復措置を認めることは適当でないとし、公衆への閲覧を停止することも妥当ではなく、ただ事実経緯を広告文の内容として摘要、告知すれば足りるとした。
- (41) 音楽著作権と著作権管理団体の成立について、とりわけJASRACの関係について、紋谷暢男編『JASRAC概論—音楽著作権の法と管理』(日本評論社、2009年)、安藤和宏『よくわかる音楽著作権ビジネス基礎編6th edition』(リットーミュージック、2021年)に詳しい。
- (42) 正式名称を「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律」(昭和14年法律第67号)という。
- (43) 平成12年法律第131号。なお、法律名が著作権「等」となっているのは、実演家等が有する著作隣接権の管理事業についても規制するためである。

- (44) NexTone の管理委託契約においては委託者は NexTone に対して委託者が指定する音楽著作物の管理業務を委任するという形式をとる。NexTone による著作権管理については、安藤・前掲注（41）66頁以下に詳しい。
- (45) JASRAC のウェブサイト (<https://www.jasrac.or.jp/aboutus/public/pdf/contract.pdf>) より全文を閲覧することが可能である。
- (46) 具体的には以下のよう規定である  
「2条 この法律において『管理委託契約』とは、次に掲げる契約であって、受託者による著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（以下「著作物等」という。）の利用の許諾に際して委託者（委託者が当該著作物等に係る次に掲げる契約の受託者であるときは、当該契約の委託者。次項において同じ。）が使用料の額を決定することとされているもの以外のものをいう。  
一 委託者が受託者に著作権又は著作隣接権（以下「著作権等」という。）を移転し、著作物等の利用の許諾その他の当該著作権等の管理を行わせることを目的とする信託契約」
- (47) 王学士「マルチメディア・コンテンツにおける著作者人格権の処理と信託法・序論」パテント70巻12号92頁（2017年）は、著作者死後の著作者人格権の問題とは異なる文脈であるが、マルチメディア・コンテンツの発展において著作者人格権が足枷と

- なりうるという前提の下、著作者人格権の処分可能性について論じる。
- (48) 澤田悠紀「死者は蘇る—AI時代の知的財産法的死生観」法学教室533号58頁（2025年）は、著作者人格権そのものについて論じるものではないが、「人格に結びついたデータ」について JASRAC のような権利管理団体が集中的に扱い、利用料の徴収や権利者と利用者間の調整を行う可能性を述べる。
- (49) 代表的なものとして、前掲注（14）を含む長谷川による連載「著作者人格権の保護法益について(1)～(6)（未完）」法協137巻9号1477頁（2020年）以下のか、鈴木・前掲注（22）などが見られる。
- (50) 東京地判平成8年2月23日3判時1561号123頁〔やっぱりバスが好き事件〕。また、那覇地判平成20年9月24日判時2042号95頁〔写真で見る首里城事件〕は、氏名表示権とともに複製権、譲渡権の侵害があることを認め、損害賠償請求を一部認容しつつ、差止請求については権利濫用として棄却した。
- (51) この事件について、たとえば憲法の研究者は公表権と表現の自由との調整という観点から議論を行う。木下昌彦「著作物を公表する自由と公表しない自由——公共の利害に係る未公表著作物の公表は違法か」高倉成男＝木下昌彦＝金子敏哉編『知的財産法制と憲法的価値』（有斐閣、2022年）36頁。

（ふち・まいこ）